

【会則】

1. 本会は「徳島甲南会」と称する。
2. 本会は、会員相互並びに母校との親睦を図ることを目的とする。
3. 本会は次の者をもって会員とする。
 - 一、徳島県内に在住または勤務する甲南学園卒業者及び、他の地域に在住する甲南学園卒業者で入会を希望し、総会の承認を得たもの。
 - 二、甲南学園に在籍した者で総会の承認を得た者。
4. 本会は甲南学園旧職員ならびに本会に功労ある人を推して客員とする。
5. 本会の会員は、氏名、住所、職業を明記して本会に通知することを要する。
6. 前項の各事項に移動を生じたときは、その旨を直ちに本会に通知することを要する。
7. 本会は次の役員を置く。

会長	1 名
副会長	1 名
会計幹事	1 名
幹事	若干名

役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。
8. 本会は次の行事を行う。
 - 一、総会
 - 二、役員会
 - 三、例会但し、臨時総会を役員会に諮り開くことができる。
9. 総会においてなすべき事項は次の通りとする。
 - 一、会計報告
 - 二、会則の変更
 - 三、その他の重要事項
10. 総会の議事は出席会員の過半数をもって可否を決する。
11. 本会の経費は会費、寄付金及び雑収入をもって支弁する。
12. 会員には会の維持費として、年3,000円以上の会費を、ご協力をいただくものとする。
13. 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日とする。